

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局会計規程第12号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第2条第2項前段中「別表」を「特に管理者が命ずる者のほか、別表第1」に改め、同条第3項中「職にある者」を「者」に改める。

第4条中「出納保管」を「出納及び保管」に改める。

第7条の見出し中「帳簿」を「会計帳簿」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「「帳簿」という」を「「会計帳簿」と総称する」に改め、同条第2項中「帳簿」を「会計帳簿」に改める。

第8条の見出し中「帳簿」を「会計帳簿」に改め、同条第1項中「帳簿」を「会計帳簿」に改める。

第11条第1項中「収納事務」を「公金の収納に関する事務」に改め、同条第2項中「管理者がこれを任免する」を「課等（京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する室及び課並びに同条第2項から第5項までに規定する事業所をいう。以下同じ。）のうち別表第2に掲げるものに属する金銭出納員の命を受け、前項の事務を担当する職員をもって充てる。」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定により現金取扱員を命ぜられる者は、別に辞令を用いることなく、当該事務を担当する間、現金取扱員を命ぜられたものとする。

4 金銭出納員は、属する課等の現金取扱員に変更があったときは、速やかに変更後の現金取扱員の一覧表を作成し、その写しを職員課長に提出しなければならない。

第12条第1項ただし書中「京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する室及び課並びに同条第2項から第5項までに規定する事業所(以下「課等」という。)」を「課等」に改める。

第13条第1項中「所属」を「，属する課等」に改める。

第25条を次のように改める。

(貯蔵品取扱員の設置及び任務)

第25条 貯蔵品の出納及び保管に関する事務をつかさどらせるため貯蔵品取扱員を置く。

2 貯蔵品取扱員は、課等のうち別表第3に掲げるものに属する物品出納員の命を受け、前項の事務を担当する職員をもって充てる。

3 前項の規定により貯蔵品取扱員を命ぜられる者は、別に辞令を用いることなく、当該事務を担当する間、貯蔵品取扱員を命ぜられたものとする。

4 物品出納員は、属する課等の貯蔵品取扱員に変更があったときは、速やかに変更後の貯蔵品取扱員の一覧表を作成し、その写しを職員課長に提出しなければならない。

第27条第1項中「所管する」を「出納及び保管する」に、「又は南部給水工事課長がその」を「、南部配水管理課長及び南部給水工事課長（以下「貯蔵品出納課長」という。）が」に改め、同条第2項中「前項の」を「貯蔵品出納課長は、前項の」に、「当該貯蔵品」を「貯蔵品」に改める。

第28条第1項中「及び」を「その他」に、「営業所」を「、営業所」に改め、「水道管路管理センター又は水道管路建設事務所」の右に「（以下「営業所等」という。）」を加え、「振替える」を「振り替える」に、「営業所長、北部配水管理課長、南部配水管理課長、北部給水工事課長、南部給水工事課長又は水道管路建設事務所長（以下「営業所長等」という。）」を「当該営業所等の長（水道管路管理センターにあつては、北部配水管理課長、南部配水管理課長、北部給水工事課長及び南部給水工事課長とする。以下同じ。）」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 営業所等の長は、前項の規定により前渡された貯蔵品について、前渡された月の末日において残品があるときは、その翌月に前渡すべき貯蔵品に充当する場合のほか、これを返納しなければならない。

3 南部配水管理課長及び南部給水工事課長は、前渡貯蔵品受払簿を備え、第1項の規定により前渡し、又は前項の規定により返納された貯蔵品の受払いを記録しなければならない。

4 営業所等の長は、前渡貯蔵品受払簿を備え、第1項の規定により前渡された貯蔵品の受払いを記録しなければならない。

第29条及び第30条を次のように改める。

（貯蔵品出納簿の整理）

第29条 貯蔵品出納課長は、貯蔵品出納簿を備え、第27条第1項の規定により払い出した貯蔵品の出納を記録しなければならない。

(貯蔵品の出納報告書)

第30条 貯蔵品出納課長は、毎月の末日をもってそれぞれが保管する貯蔵品につき調査し、速やかに管理者に報告しなければならない。

第31条第1項中「とし、物品出納員である職員課長、水道部施設課長又は南部給水工事課長は、それぞれその所管する貯蔵品(第28条の規定により前渡された貯蔵品を含む。)について実地たな卸を行ったときはその結果に基づく明細を管理者に報告しなければならない。」を「とする。」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、貯蔵品出納課長は、それぞれ所管する貯蔵品(第28条の規定により前渡された貯蔵品を含む。)について実地たな卸を行ったときは、その結果に基づく明細を管理者に報告しなければならない。

第31条第2項中「出納保管」を「出納及び保管」に改める。

第32条中「物品出納員である職員課長、水道部施設課長又は南部給水工事課長」を「貯蔵品出納課長」に、「帳簿残高」を「貯蔵品出納簿の残高」に改める。

第35条を次のように改める。

(物品取扱員の設置及び任務)

第35条 物品の出納及び保管に関する事務をつかさどらせるため物品取扱員を置く。

2 物品取扱員は、属する課等の物品出納員の命を受け、前項の事務を担当する職員をもって充てる。

3 前項の規定により物品取扱員を命ぜられる者は、別に辞令を用いることなく、当該事務を担当する間、物品取扱員を命ぜられたものとする。

4 物品出納員は、属する課等の物品取扱員に変更があったときは、速やかに変更後の物品取扱員の一覧表を作成し、その写しを職員課長に提出しなければならない。

第36条の見出し中「帳簿」を「備品台帳等」に改め、同条第2項第2号中「当該課等において、物品出納員」を「その他物品出納員」に改める。

第37条中「、物品を直接購入するとき、又は物品を」を「物品を直接購入し、又は」に改める。

第50条第1項中「帳簿」を「備品台帳、消耗品受払簿及び材料受払簿」に改める。

別表を次のように改め、同表を別表第1とする。

1 金銭出納員及び金銭副出納員となる職及びそのつかさどる事務

企業出納員となる職		つかさどる事務
金銭出納員	金銭副出納員	
契約会計課長	契約会計課 会計係長	金銭の出納その他の会計事務。ただし、収入金の収納に関する事務を除く。
京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する課（契約会計課を除く。）の長 企業力向上推進室 副室長 お客さまサービス推進室 管理課長 料金課長 経営戦略室 経営企画課長 財務課長 資産活用課長 各営業所長 各営業所副所長 疏水事務所長 水道管路管理センター 北部配水管理課長 南部配水管理課長 北部給水工事課長 南部給水工事課長 各下水道管路管理センター	各課及び室 庶務を担当する課長補佐 又は係長 各営業所 お客さまサービス係長 疏水事務所 管理係長 水道管路管理センター 事務係長 各下水道管路管理センター	それぞれその担任する当該収入金の収納に関する事務

所長 下水道建設事務所長	事務係長 下水道建設事務所 事務係長	
-----------------	--------------------------	--

2 物品出納員及び物品副出納員となる職及びそのつかさどる事務

企業出納員となる職		つかさどる事務
物品出納員	物品副出納員	
職員課長	職員課 労政係長	被服に関する出納その他の会計事務
契約会計課長	契約会計課 会計係長	(1) 水道事業用物品及び公共下水道事業用物品（貯蔵品を除く。）に関する出納及びその他の会計事務 (2) 不用品に関する出納その他の会計事務
水道部施設課長	水道部施設課 事務係長	活性炭に関する出納その他の会計事務
南部配水管理課長	南部配水管理課 事務係長	工事用資材及び給水装置用材料に関する出納その他の会計事務
南部給水工事課長	南部給水工事課 事務係長	水道メーターに関する出納その他の会計事務
各営業所長 各営業所副所長 施設管理事務所長 水道管路管理センター 北部配水管理課長	各営業所 お客さまサービス係長 施設管理事務所 施設係長 水道管路管理センター 事務係長	(1) 第28条第1項の規定により前渡された貯蔵品に関する出納その他の会計事務 (2) 所管に属する物品に関する出納その他の会計

南部配水管理課長 北部給水工事課長 南部給水工事課長 水道管路建設事務所長	水道管路建設事務所 事務係長	事務
京都市上下水道局組織及び 事務処理規程第1条第1項に 規定する課の長 企業力向上推進室 副室長 お客さまサービス推進室 管理課長 料金課長 経営戦略室 経営企画課長 財務課長 資産活用課長 各浄水場長 疏水事務所長 各下水道管路管理センター 所長 ポンプ施設事務所長 下水道建設事務所長	各課及び室 庶務を担当する課長補佐 又は係長 各浄水場 庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長 疏水事務所 管理係長 各下水道管路管理センター 事務係長 ポンプ施設事務所 庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長 下水道建設事務所 事務係長	所管に属する物品に関する 出納その他の会計事務

鳥羽水環境保全センター調整課長	鳥羽水環境保全センター事務係長
鳥羽水環境保全センター吉祥院支所長	鳥羽水環境保全センター吉祥院支所 施設係長
伏見水環境保全センター所長	伏見水環境保全センター施設係長
石田水環境保全センター所長	石田水環境保全センター施設係長

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第11条関係）

部又は室の名称	課等の名称
総務部	総務課 職員課 お客さまサービス推進室 各営業所
経営戦略室	
水道部	管理課 疏水事務所 水道管路管理センター
下水道部	管理課

別表第3（第25条関係）

部又は室の名称	課等の名称
総務部	職員課 各営業所
水道部	施設課 水道管路管理センター 水道管路建設事務所

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)